

新生「上田市」建設計画(市町村建設計画)概要

I 経過等

1 建設計画とは

- (1) 合併関係市町村の住民に対して新市の将来ビジョンを示すもの。
- (2) 合併後の新市におけるマスタープランとしての役割も果たすもの。
- (3) 単なるハコモノ計画という見方もされるが、概念的には「新市全体の活性化に向けた総合的なまちづくり指針、また、ソフト、ハード両面にわたる地域振興の計画」
- (4) 合理的で健全な財政運営に裏づけられた着実な計画としなくてはならないもの。
- (5) 合併協議会において、旧合併特例法第5条第1項に基づき策定。

●市町村の合併の特例に関する法律

(市町村建設計画の作成及び変更)

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第五条の六第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会(地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。)又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

2 策定の理由

旧合併特例法では建設計画の作成を合併の要件としていないが、前述した役割に加え、合併特例債をはじめとした合併支援措置を利用するための根拠にもなるため策定した。

3 策定経過

(1) 策定主体

ア 策定主体は合併協議会。

イ 事務局で新市将来構想（以下「将来構想」という。）をベースに文案を作成。コンサルの参加なしで策定。

ウ 「V. 新市における長野県事業の推進」部分は県との協議のうえ作成。

(2) 主な経過

年月日	協議会	内容
H16. 7. 5	第 2 回	新市建設計画策定方針の確認 (建設計画の位置付け、内容、策定の留意事項等観念的なものを確認)
H16. 7. 26	第 3 回	骨子案報告協議、参考：合併しない場合の財政推計報告 (将来構想をベースにした骨子案※A3 一枚の報告と協議)
H16. 9. 5	第 6 回	原々案報告協議、合併した場合の財政推計報告 (のちの財政計画) (ほぼ、現在の形のものが出来上がる)
H16. 9~10	-	住民公聴会等による住民意見の反映
H16. 10. 30	第 9 回	原案協議確認 (原々案後の住民公聴会、協議会委員の意見反映、また、4 市町村等で再度検討、整理したものを報告・協議・確認)
H16. 12. 11	第 12 回	県との事前協議終了を踏まえ、建設計画の最終の協議・確認
H17. 2. 18	調印式	合併協定書の一部となり、4 市町村で調印される

4 将来構想との関係について

(1) 将来構想は、任意合併協議会の附属機関である新市将来構想策定委員会（全住民代表 38 名にて構成）にて策定を行い、答申を受けた任意合併協議会が最終確認をして決定されたもの。(H15. 8)、

(2) 地域住民が合併の是非を判断するための重要材料として、さらに建設計画の理念を構成するものとしての意義があった。

(3) このため、建設計画は、将来構想をベースに策定されている。

(4) 住民代表で策定した将来構想がベースということは、住民意見の反映が全分野にわたり反映されていることといえる。

5 建設計画の構成と概要

項目	概要
I はじめに	策定の背景と目的、計画策定の方針、人口の見通し
II 新市の概況	位置・地勢、気候、面積、産業
III 新市建設の基本方針	新しいまちづくりの視点、まちづくり基本理念、新市の将来像、まちづくり基本方針
IV 新市の施策	重点施策、施策と主要事業、地域別整備の方針
V 新市における長野県事業の推進	長野県の役割、新市における長野県事業
VI 公共的施設の適正配置と整備	同左
VII 財政計画	歳入、歳出、財政計画
資料編	合併協議会規約、用語解説等

II 新生「上田市」建設計画の概要

1 策定の視点・方法

- (1) 各市町村の総合計画、課題、懸案事項、住民要望の強い施策・事業、将来を展望して必要な事業等を持ち寄る
- (2) これらを合併後10年間に完成または着手するもの、着手に至らないまでも、住民の皆さんとの合意形成を行っていく必要があるものを掲載
- (3) 国や県に働きかけているもの、住民の皆さんや民間の皆さんに係わっていただく施策を掲載
- (4) 単に箱物計画でなく、新市全体の活性化に資するもの
- (5) 活性化に向けた総合的なまちづくりの指針であり、ソフト、ハード両面にわたって地域振興の計画になるもの
- (6) 4市町村の単なる施策や予算の寄せ集めでなく、合併して新しく発展していくための計画

2 骨子と概要

《策定の背景と目的》(P4)

- ・将来構想の合併の背景、効果、懸念される事項への対応策を引用

《計画策定の方針》（P 4）

〔趣旨〕

- ・ 将来構想を受け継ぎながら、一体性の確立、地域間の均衡ある発展に配慮

〔期間〕

- ・ 合併後おおむね10カ年（平成17年度から平成27年度まで）

《人口の見通し》（P 5）

- ・ 少子高齢化社会への対応等、社会構造の変化に対応するための視点が必要になっている。

《新市の概況》（P 6）

- ・ 地勢、気候、産業等新市の特徴的な部分の概要

【基本方針】（P 8～13）

《新しいまちづくりの視点》（P 8）

- ・ 将来構想を引用
- ・ 合併を検討する背景となる課題を解決し、合併効果をより高めるために必要な視点

《まちづくりの基本理念》（P 10）

- ・ 将来構想を引用
- ・ 「新しいまちづくりの視点」に立ち、新市がまちづくりに取り組む際の基本的な考え方

《新市の将来像》（P 12）

- ・ 将来構想を引用
- ・ 基本理念を実現した新市の将来の姿を表現

《まちづくりの基本方針》（P 13）

- ・ 将来構想を引用
- ・ まちづくりの基本理念を支える取組テーマ（六つの柱）

【新市の施策】（P14～55）

《重点施策》（P14）

- ・ 総花的な計画になりがちであり、この地域の進むべき部分、重点的に取り組む部分というものが見えにくいいため、重点的・先導的に行うべきものをリーディングプロジェクトとして四つのテーマを設定

（1）新たな自治の創造（P15）

- ア 地方分権が進む中で、限られた財源で自治体の責務、役割が増すことが予想される。
- イ 地域課題の解決等に、住民の皆さんにも積極的に関わっていただく必要があり、住民と行政との協働による新しい自治を創造する。
- ウ 地域自治センターを中心に地域内分権を進める。

（2）少子高齢社会への環境整備（P19）

- ア 地域活力に影響する少子化や高齢化社会を支える仕組みづくりが必要。
- イ 子育てに夢や希望が持てる社会、健康でやすらぎのある生活の実現を目指す。
- ウ 安心して子育てができる環境整備、地域ぐるみで子どもを育成する環境整備
- エ 誰もが安心していきいき暮らせる環境整備
- オ あらゆる世代の生涯健康づくり

（3）にぎわいと交流の促進（P23）

- ア 産業面での地域間競争に対応するため、産業振興を軸に新市の活性化とにぎわいの創出を図る。
- イ 温泉、高原、史跡など多彩な地域資源を活用し、「にぎわいの源泉」づくりを進める。
- ウ 新産業・新技術の開発促進やブランド農産物の開拓、地産地消の推進などによる産業の新たな挑戦を展開する。

（4）安心・快適な生活基盤の整備（P27）

- ア 新市の一体的な発展、持続的発展を目指しての基盤整備
- イ 安心・快適な住空間、居住空間、循環型社会の形成

《施策と主要事業》(P31)

- ・新市で取り組む事業を網羅したもの

《地域別整備の方針》(P31)

ア 4市町村それぞれ重ねてきた特色・地域資源を生かし合い、役割分担等をして、新市の発展を目指す。

イ 旧上田市は主に都市機能、旧丸子町は産業力や生涯学習、旧真田町は健康の源、旧武石村は都市交流や環境学習の源などの特色を出し合っていく。

【新市における長野県事業の推進】(P56)

- ・国道、県道など、県にお願いする事業。

【公共的施設の適正配置と整備】(P58)

- ・公共的施設の配置と整備に当たっての基本的な方針

【財政計画】(P59)

ア 合併特例債は建設事業分390億円の80%で推計

イ 合併に伴う人件費等の経費削減効果(15年間で353億円)や財政支援措置(合併特例債)などにより、建設計画事業(学校の改築、道路整備など)や地域の課題解決に対応できる財源を10年間で920億円確保を見込む。